

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社 **中京銀行**

取締役頭取 室 成 夫

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店 8 階大会議室
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第109期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第109期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

議決権の不統一行使の方法

議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

【お願い】

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【お知らせ】

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.chukyo-bank.co.jp/index.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

第109期（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

（主要な事業内容）

当行は本店等91か店（インターネット支店を含む）において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期における国内経済を振り返りますと、期前半は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動により一部に弱い動きもみられましたが、期後半は、生産や輸出などにおいて持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかながらも着実に回復を持続しました。

当地区におきましても、米国向けを中心とした輸出や生産、自動車産業をはじめとした企業収益などが高水準で推移するとともに、雇用や所得環境の改善などにより個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気回復が継続しております。

こうした中、金融情勢につきましては、日本銀行による量的・質的金融緩和の継続や、世界的な低金利政策の影響により、長期金利は1月に0.2%台前半になるなど、低下基調で推移しました。また、オーバーナイト物金利は、年度を通じておおむね0.05%～0.08%で推移しました。株式市場におきましては、大規模かつ継続的な金融緩和に加え、政府が進める経済再生と財政再建に向けた各種政策、政労使の取組を通じた賃上げや雇用環境の更なる改善などにより、デフレからの脱却が実現するとの期待から、内外投資家による取引が活発となり、年度末の日経平均株価は前年度末比4,379円上昇し、終値は19,206円となりました。

（事業の経過及び成果）

このような金融経済情勢の下、当行は平成24年4月よりスタートさせた第15次中期経営計画（for the「NEXT STAGE」）に基づき、地域での存在感の向上と地域金融機関としての企業価値の向上に努め、様々な施策を展開してまいりました。

個人のお客さまに対しましては、「定期預金」や「外貨定期預金」の各種キャンペーンや、投資信託および保険商品の取扱銘柄の追加に加え、インターネット支店「なごやめし支店」の開設により、お客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えしてまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、健全な資金需要に積極的に応えるため、補助金や信用保証制度を活用した各種商品に加え、個人の事業を営むお客さまを主な対象としたフリーローン『はやわざーα』などを積極的にご提案いたしました。

また、地域社会や地域経済の発展に貢献できる融資等の取組みを推進するため、地域密着型金融推進室を新設し、その室内に事業承継推進グループおよび情報営業・新規融資推進グループを配することにより、コンサルティング機能を強化し、お客さまの事業承継やビジネスマッチングなどの様々なニーズにお応えしてまいりました。

店舗につきましては、7月に鳴子支店、9月に岡崎支店を、それぞれ利便性の高い場所へ移転オープン致しました。新店舗はバリアフリーの設計とし、太陽光発電設備やLED照明を設置した、人にも環境にも優しい店舗となっております。

期末現在の店舗数は、前述のインターネット支店開設により、前期末比1か店増加の91か店、店舗外現金自動設備は、前期末比1か所減少の50か所となっております。

また、当行が実施している「エコ」宣言、すなわち“私たちは、環境に配慮した活動を通じ、地域社会に貢献します”の方針に沿って、今期も「エコ定期預金」を募集し、その残高の一部を緑化団体に寄付致しました。

また、12月には、愛知県主催の「あいちC02削減マニフェスト2020」に、金融機関として初めて認定されました。

当行は今後とも、環境に配慮した活動を通じて、積極的に社会に貢献してまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は次の通りとなりました。

預金につきましては、各種キャンペーンの実施や魅力ある商品の提供によりお客さまの資金運用ニーズにお応えした結果、期中576億円増加し期末残高は1兆7,171億円となりました。

貸出金につきましては、中小企業や個人のお客さまからの資金ニーズに積極的に応えたことから、期中363億円増加し、期末残高は1兆2,608億円となりました。

有価証券につきましては、市況回復に対応し投資信託等の残高を積み増した結果、期末残高は期中382億円増加し5,664億円となりました。

収益面につきましては、利回りの低下による貸出金利息の減少分を、役務取引等収益でカバーした結果、経常収益は前期比3百万円増加し31,241百万円となりました。経常費用は預金利回りの低下による支払利息の減少や、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前期比641百万円減少し26,046百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比644百万円増加し5,195百万円、当期純利益は前期比121百万円増加し2,800百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比1.09ポイント低下し、9.97%となりました。

（当行が対処すべき課題）

我が国経済は、雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策効果の下支えにより緩やかに回復しておりますが、一方で、短期的には、海外景気の下振れ、原材料価格や為替の動向などが我が国の景気を下押しするリスクを有しております。

また、当行の主要な営業地域である愛知県には、他県の地域金融機関の進出が続くなど、金融機関間の競争も一段と厳しさを増しており、こうした状況は今後も続くものと予想されます。

更に、中長期的には、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国内外の市場の変化への対応など、多くの課題があるものと認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、“いちばんに相談したい銀行”を経営の基本コンセプトに掲げ、平成27年4月1日からスタートした第16次中期経営計画では、“感謝の心で地域にこたえる”をテーマとし、揺るぎない経営基盤の確立に向け、各種施策に取り組んでまいります。

その基本戦略は、①人材基盤：人材育成と女性の活躍推進、②顧客基盤：地域経済への貢献に向けた営業力強化、③財務基盤：経営効率の改善による体質強化、の3つで構成しております。

この基本戦略に基づき、諸施策を推進し、多様化する地域のお客さまのニーズに感謝の気持ちをもってお応えすることで、金融サービスを通じて地域経済の発展や活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	16,090	16,426	16,594	17,171
定期性預金	8,555	8,604	8,528	8,653
その他	7,535	7,821	8,065	8,518
社 債	250	250	300	200
貸 出 金	12,113	12,117	12,244	12,608
個人向け	2,547	2,667	2,747	2,826
中小企業向け	7,463	7,286	6,964	7,044
その他	2,101	2,162	2,532	2,737
商 品 有 価 証 券	3	3	3	1
有 価 証 券	4,942	5,318	5,281	5,664
国 債	2,552	2,597	2,567	2,310
その他	2,390	2,721	2,714	3,354
総 資 産	17,696	18,012	18,276	19,122
内 国 為 替 取 扱 高	62,275	63,888	65,266	67,240
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,375	百万ドル 1,644	百万ドル 1,483	百万ドル 1,156
経 常 利 益	百万円 2,088	百万円 1,351	百万円 4,551	百万円 5,195
当 期 純 利 益	百万円 1,579	百万円 971	百万円 2,679	百万円 2,800
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 7 28	円 銭 4 54	円 銭 12 49	円 銭 13 02

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1, 247人	1, 261人
平 均 年 齢	40年 2月	40年 3月
平 均 勤 続 年 数	17年 7月	17年 8月
平 均 給 与 月 額	386千円	387千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
愛 知 県	店 70 うち出張所 (3)	店 69 うち出張所 (3)
三 重 県	16 (0)	16 (0)
静 岡 県	1 (0)	1 (0)
奈 良 県	2 (0)	2 (0)
大 阪 府	1 (0)	1 (0)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
合 計	91 (3)	90 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を50か所（前年度末51か所）設置しております。

ロ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下の通りであります。

○新設営業所

なごやめし支店（インターネット支店）

○廃止営業所

該当ありません。

○種類変更営業所

該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

○店舗外現金自動設備の新設

惟信支店ポートウォークみなと出張所（名古屋市港区）

○店舗外現金自動設備の廃止

熱田支店名鉄神宮前駅東口出張所（名古屋市熱田区）

名張支店近鉄プラザ桔梗が丘出張所（三重県名張市）

ハ 銀行代理業者の一覧
該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当する事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,942
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設)	
本店隣地購入	924
岡崎支店新築移転	236
鳴子支店新築移転	231

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	そ の 他
中京ビジネスサービス 株式会社	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	不動産調査業務	昭和36年 12月25日	百万円 30	50.33 %	—
株式会社中京カード	名古屋市東区代官町 20番5号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和59年 7月10日	60	50.00	—
キキョウサービス 株式会社	名古屋市北区大曽根 一丁目19番12号	不動産管理業務	昭和45年 3月25日	10	37.50	—
中京ファイナンス 株式会社	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	集金代行業務	昭和43年 8月21日	50	32.14	—
中京総合リース 株式会社	名古屋市中区丸の内 一丁目15番15号	リース業務	昭和54年 10月12日	50	5.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行の子法人等および関連法人等は、上記の5社であります。
なお、当期の連結経常収益は32,248百万円、連結当期純利益は3,057百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 三菱東京UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、第三銀行、およびイオン銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
7. ゼロネットワークス（愛知県内・岐阜県内のみ）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
深 町 正 和	取締役頭取（代表取締役）		
室 成 夫	常務取締役（代表取締役） 総合企画部 経営企画室 人事部 東京事務所		
河 村 政 宏	常務取締役（代表取締役） 融資統括部 総務部 コンプライアンス統括部		
小 島 教 彰	取締役 営業統括部 個人営業部		
永 井 涼	取締役		
石 川 弘	取締役 事務統括部 資金部		
村 瀬 太 一	取締役 内部監査部		
野 村 克 文	取締役（社外取締役）		
棚 橋 修	常勤監査役		
岡 田 邦 彦	監査役（社外監査役）	J. フロント リテイリング株式会社 特別顧問 中部日本放送株式会社 社外取締役	
尾 崎 泰 宏	監査役（社外監査役）		
村 田 浩 子	監査役（社外監査役）	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 副会長・理事・評議員 社会福祉法人 東海テレビ福祉文化 事業団 理事・評議員 日本赤十字社 愛知県支部 監査委員	

- (注) 1. 平成27年4月1日付で取締役頭取 深町正和は取締役会長（代表取締役）へ、常務取締役 室成夫は取締役頭取（代表取締役）へそれぞれ就任いたしました。
2. 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届けております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	9名	(43) 153
監 査 役	4名	(2) 30
計	13名	(45) 184

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成26年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 1 名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には当事業年度分のストック・オプション報酬額34百万円（取締役 8 名 34百万円）、および平成27年 6 月支給予定の役員賞与金10百万円（取締役 8 名 8 百万円、監査役 4 名 2 百万円）が含まれております。
4. 平成18年 6 月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
5. （ ）内書は報酬以外の職務遂行の対価である財産上の利益であります。
- なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、平成25年 6 月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議いただいております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
岡 田 邦 彦 (社外監査役)	監査役 岡田邦彦氏はJ. フロント リテイリング株式会社の特別顧問、中部日本放送株式会社の社外取締役を兼務しております。当行とJ. フロント リテイリング株式会社、中部日本放送株式会社との間に重要な取引関係はありません。
村 田 浩 子 (社外監査役)	監査役 村田浩子氏は社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会の副会長・理事・評議員、社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団の理事・評議員、日本赤十字社 愛知県支部の監査委員を兼務しております。当行と社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会、社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団、日本赤十字社 愛知県支部との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
野 村 克 文 (社外取締役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中12回に出席。	長年にわたり企業の中核部門に携わってきた豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
岡 田 邦 彦 (社外監査役)	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中12回及び監査役会14回中12回に出席。	地域経済界のリーダー的立場であり、幅広い見地から有益的なアドバイスや経営執行等の適法性について客観的・中立的な立場で監査及び、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
尾 崎 泰 宏 (社外監査役)	11年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中14回及び監査役会14回中14回に出席。	銀行経営経験者としての専門的見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
村 田 浩 子 (社外監査役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回中14回及び監査役会14回中14回に出席。	教員勤務を経て、現在も愛知県行政の中核部門に携わっており、幅広い見地から議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
野 村 克 文 (社外取締役)	当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。 [社外取締役との責任限定契約の内容] 社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
岡 田 邦 彦 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
尾 崎 泰 宏 (社外監査役)	
村 田 浩 子 (社外監査役)	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	20	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬等の額には、平成27年6月支給予定の役員賞与金1百万円が含まれております。

(5) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数
発行済株式の総数

普通株式 500,000千株
普通株式 217,459千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

9,139名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	85,343 ^{千株}	39.41 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,914	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,753	4.50
ミ ソ ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社	7,040	3.25
中 京 銀 行 従 業 員 持 株 会	5,262	2.43
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	4,700	2.17
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	3,929	1.81
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,413	1.57
中 京 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	2,635	1.21
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,963	0.90

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,107千株）のうち従業員持株会信託口所有自己株式（1,183千株）を除く当行所有自己株式（924千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月31日 ③ 新株予約権の数 185個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 185,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	6名
	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ③ 新株予約権の数 195個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 195,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
使用人 (執行役員)	① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ③ 新株予約権の数 126個 ④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 126,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 1株当たり1円 ⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	7名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 松井夏樹 指定有限責任社員 瀧沢宏光	47	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保すべく、以下の体制を整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の規範として行動規範を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動規範に則って行動するよう、周知徹底を図る。

ロ 経営ビジョン、行動規範に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。

ハ 取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして毎期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。

ニ それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

(2) 顧客保護等管理体制

イ 常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。

ロ 経営ビジョンおよび行動規範を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。

ハ 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。

(イ) 顧客説明管理

(ロ) 顧客サポート等管理

(ハ) 顧客情報管理

- (二) 利益相反管理
- (ホ) 外部委託管理

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。
 - (イ) 株主総会議事録および関連資料
 - (ロ) 取締役会議事録および関連資料
 - (ハ) 常務会議事録および関連資料
 - (ニ) その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料
 - (ホ) その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料
- ロ 内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役に報告する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考えやリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理方法等を定め、規則として制定する。
- ロ 取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。
- ハ 取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。
- ニ 各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。
- ホ 内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および每期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役に報告する。
- ヘ 自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要な応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。

- ロ 取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。
- ハ 取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。
- ニ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、経営ビジョン、行動規範、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。
- ロ コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。
- ハ 経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- ニ 役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
- ホ 法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

(7) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ロ 中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考えや管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築する。
- ハ 中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適切かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。
- ニ 当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
- ロ 反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
 - (イ) 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部店の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
 - (ロ) 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
 - (ハ) 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
- (二) 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
- (ホ) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
- (ヘ) 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マナー・ローダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- ハ 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ 監査役から、その職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（人数、業務経験、業務知識・スキル）については、監査役会の意見を聴取しその意見を十分に考慮する。

(10) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動に当たっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
- ロ 当該使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(11) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ロ 監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
- ハ 取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項（子会社からの協議、報告を受ける事項を含む）について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ニ 内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況及び通報された事案の内容（当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む）を、通報先等から監査役に報告を行う。

ホ 内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務に係る方針

イ 監査役の職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。

ロ 取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。

ハ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ニ 内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

9 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

10 その他

該当する事項はありません。

第109期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目			金 額	科 目			金 額
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
現 金 預 け	金		58,012	預 金	金		1,717,111
現 預 け	金		20,468	当 座 預 金	金		89,058
預 け	金		37,544	通 蓄 預 金	金		734,067
商 品 有 価 証 券			195	貯 蓄 預 金	金		13,022
商 品 国 債	債		195	通 知 預 金	金		8,286
有 価 証 券			566,445	定 期 預 金	金		839,166
国 債	債		231,088	そ の 他 の 預 金	金		15,137
地 方 債	債		45,081	コ ー ル マ ネ	金		18,371
社 債	債		73,042	借 入	金		15,000
株 式 債	債		47,967	外 国 為 替	金		13,807
そ の 他 の 証 券			169,265	外 国 他 店	借 債		13
貸 出 金			1,260,841	そ の 他 負 債	借 債		20,000
割 引 手 形 付	形		13,005	未 決 済 為 替	借 債		16,613
手 形 貸 付	付		62,619	未 払 法 人 費 税	等 用 益		680
証 書 貸 付	付		968,330	未 前 払 受 取 金	金		265
当 座 貸 越	越		216,886	給 付 補 て ん 備	金		1,651
外 国 為 替			6,120	金 融 一 派 生 商 品	金		799
外 国 他 店 預 け	預 け		1,640	資 産 除 去 の 債 務	債 務		2
買 入 外 国 為 替	替		1,401	賞 与 引 当 金	金		2,787
取 立 外 国 為 替	替		3,078	退 職 給 付 引 当 金	金		3,912
そ の 他 資 産			5,780	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	金		94
未 決 済 為 替 貸	貸		311	偶 発 損 失 引 当 金	金		6,420
前 払 費 用			0	繰 延 税 金 負 債	債		723
未 収 収 益			1,775	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	債		3,724
金 融 派 生 商 品			1,736	支 払 承 承 金 負 債	債		396
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金			400	負 債 の 部 合 計			769
そ の 他 の 資 産			1,556				7,549
有 形 固 定 資 産			21,414				2,982
建 物			3,699				6,029
土 地			15,873				1,804,721
リ ー ス 資 産			587	(純 資 産 の 部)			
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産			1,254	資 本 剰 余 金			31,844
無 形 固 定 資 産			3,550	資 本 準 備 金			23,184
ソ フ ト ウ ェ ア			518	利 益 剰 余 金			23,184
リ ー ス 資 産			2,959	利 益 準 備 金			18,780
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			72	利 益 剰 余 金			2,403
支 払 承 諾 見 返			6,029	自 己 株 式 剰 余 金			16,377
貸 倒 引 当 金			△16,114	株 主 資 本 合 計			49
資 産 の 部 合 計			1,912,276	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額			11,000
				繰 延 ヘ ッ シ ン 損 益			5,327
				土 地 再 評 価 差 額			△542
				新 価 換 算 差 額 等			73,267
				純 資 産 の 部 合 計			28,899
				負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			△267
							5,562
							34,194
							93
							107,555
							1,912,276

第109期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）損益計算書

(单位:百万円)

[illegible]

第109期（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	31, 844	23, 184	23, 184	2, 208	49	11, 000	4, 197	17, 455	△707	71, 777
会計方針の変更による累積的影響額			－				△388	△388		△388
会計方針の変更を反映した当期首残高	31, 844	23, 184	23, 184	2, 208	49	11, 000	3, 809	17, 067	△707	71, 389
当期変動額										
剰余金の配当				194			△1, 169	△974		△974
当期純利益							2, 800	2, 800		2, 800
固定資産圧縮積立金の積立					2		△2	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△2		2	－		－
自己株式の取得									△12	△12
自己株式の処分							△4	△4	177	172
土地再評価差額金の取崩							△108	△108		△108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	194	△0	－	1, 518	1, 712	165	1, 878
当期末残高	31, 844	23, 184	23, 184	2, 403	49	11, 000	5, 327	18, 780	△542	73, 267

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,334	△203	5,150	20,281	43	92,102
会計方針の変更による累積的影響額				－		△388
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,334	△203	5,150	20,281	43	91,714
当期変動額						
剰余金の配当						△974
当期純利益						2,800
固定資産圧縮積立金の積立						－
固定資産圧縮積立金の取崩						－
自己株式の取得						△12
自己株式の処分						172
土地再評価差額金の取崩						△108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,564	△64	412	13,912	50	13,962
当期変動額合計	13,564	△64	412	13,912	50	15,841
当期末残高	28,899	△267	5,562	34,194	93	107,555

個別注記表

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費および株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（2,482百万円）：15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を計算基準日における退職給付債務結果が複数の割引率（国債のイールドカーブ）で計算した結果と一致するように単一の割引率を設定する方式（加重平均割引率（等価方式））へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が600百万円増加し、利益剰余金が388百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ41百万円増加しております。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を当事業年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による当事業年度における計算書類への影響はありません。

追加情報

（従業員持株E S O P信託）

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については貸借対照表、株主資本等変動計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株価価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

1. 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入れた銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前事業年度末430百万円、当事業年度末263百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前事業年度末1,934千株、当事業年度末1,183千株、期中平均株式数は前事業年度2,339千株、当事業年度1,536千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,117百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,229百万円、延滞債権額は37,993百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は38百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,252百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は50,514百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,406百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は29,780百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29,538百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,528百万円

コールマネー 15,000百万円

借入金 13,426百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金400百万円および有価証券20,760百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金409百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は217,584百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,700百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,325百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,928百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,380百万円

13. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,130百万円であります。

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 6,906百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 14,218百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金または利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、194百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 125百万円

役務取引等に係る収益総額 156百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 29百万円

その他の取引に係る収益総額 0百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 439百万円

役務取引等に係る費用総額 136百万円

その他の取引に係る費用総額 1,387百万円

2. 当事業年度において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（441百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

主 な 用 途	種 類	減 損 損 失 (百万円)	場 所
営 業 用 店 舗 6 か 店 他	土 地、 建 物、 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	441	愛 知 県 名 古 屋 市 他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

3. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	株式会社 中京カード	名古屋市 東区代官町20番 5号	60	クレジット カード業務 信用保証 業務	所有 直接50.0%	役員の兼任 各種ローンの債務 保証	被債務保証 (注)	173,139	—	—

(注) 株式会社中京カードより各種ローンの保証を受けております。

なお、取引条件はローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	2,827	65	785	2,107	(注) 1, 2, 3
合 計	2,827	65	785	2,107	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加65千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少785千株は、E S O P 信託から従業員持株会への当行株式の売却 (751千株)、ストック・オプション権利行使分 (33千株) および単元未満株式の買増し請求 (1千株) による減少であります。

3. 当事業年度末の自己株式の株式数のうちE S O P 信託が所有する株式数は、当事業年度期首1,934千株、当事業年度末1,183千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成27年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 (平成27年3月31日現在)

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,006
関連法人等株式	111
合 計	1,117

3. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	41,087	18,213	22,874
	債券	335,521	328,073	7,448
	国債	231,088	226,109	4,978
	地方債	44,628	43,422	1,205
	社債	59,804	58,540	1,263
	その他	126,979	115,178	11,800
	小計	503,587	461,464	42,122
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,119	2,321	△202
	債券	13,691	13,720	△29
	国債	—	—	—
	地方債	453	455	△1
	社債	13,238	13,265	△27
	その他	41,919	42,918	△998
	小計	57,730	58,961	△1,230
合 計		561,317	520,425	40,892

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（※1）	3,643
組合出資金（※2）	366
合 計	4,010

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	235	151	—
債券	15,386	210	—
国債	15,173	208	—
地方債	—	—	—
社債	213	2	—
その他	7,857	320	990
合 計	23,479	683	990

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のもの、および信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）に起因して時価が著しく下落したものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理は154百万円（うち債券154百万円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,154百万円
有価証券減損額	2,072
退職給付引当金	1,195
減価償却費の償却限度超過額	993
減損損失	575
賞与引当金	237
その他	1,005
繰延税金資産小計	10,233
評価性引当額	△5,652
繰延税金資産合計	4,581
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,101
固定資産圧縮積立金	△23
その他	△6
繰延税金負債合計	△12,131
繰延税金負債の純額	△7,549百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.33%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は394百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,234百万円増加し、法人税等調整額は394百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は304百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 499円

なお、1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(当事業年度末1,183千株)を控除し算定しております。

1株当たりの当期純利益金額 13円2銭

なお、1株当たりの当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(当事業年度1,536千株)を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 12円99銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(当事業年度1,536千株)を控除し算定しております。

第109期末（平成27年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	58,020	預 金	1,709,579
商 品 有 価 証 券	195	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	15,000
有 価 証 券	566,843	借 用 金	13,807
貸 出 金	1,260,725	外 国 為 替	13
外 国 為 替	6,120	社 債	20,000
そ の 他 資 産	10,431	そ の 他 負 債	24,245
有 形 固 定 資 産	21,290	賞 与 引 当 金	748
建 物	3,819	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,882
土 地	15,605	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	396
リ ー ス 資 産	604	偶 発 損 失 引 当 金	769
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,261	繰 延 税 金 負 債	7,574
無 形 固 定 資 産	3,592	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,982
ソ フ ト ウ ェ ア	527	支 払 承 諾	6,075
リ ー ス 資 産	2,988	負 債 の 部 合 計	1,805,073
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	77	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	605	資 本 金	31,844
支 払 承 諾 見 返	6,075	資 本 剰 余 金	23,184
貸 倒 引 当 金	△17,251	利 益 剰 余 金	21,635
資 産 の 部 合 計	1,916,648	自 己 株 式	△542
		株 主 資 本 合 計	76,122
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,987
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△267
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,562
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△71
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	34,211
		新 株 予 約 権	93
		少 数 株 主 持 分	1,147
		純 資 産 の 部 合 計	111,574
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,916,648

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

第109期（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目						金 額
経常収益	益					32,248
資金運用収益	益					23,659
貸出金利	息					16,321
有価証券利息配当	金					7,174
コールローン利息及び買入手形利息						0
預け金	利息					36
その他の受入	利息					126
役務取引等	収益					5,649
その他の業務	収益					1,976
その他の経常	収益					963
貸倒引当金戻入	益					22
償却債権取立	益					4
株式等売却	益					262
その他の経常	収益					673
経常費用						26,545
資金調達	費用					2,210
預金	利息					1,481
コールマネー	利息及び売渡手形利息					0
債券貸借取引	支払利息					3
借入金	利息					13
社債	利息					392
その他の支払	利息					319
役務取引等	費用					1,610
その他の業務	費用					2,349
営の業務	費用					19,356
その他の経常	費用					1,018
経常利益						5,702
特別利益						17
固定資産処分	益					17
特別損失						472
固定資産処分	損失					31
減損	損失					441
税金等調整前当期純利益						5,247
法人税、住民税及び事業税						609
法人税等調整額						1,502
法人税等合計						2,112
少数株主損益調整前当期純利益						3,134
少数株主利益						77
当期純利益						3,057

第109期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計
当期首残高	31,844	23,184	20,054	△707	74,375	15,389	△203	5,150	△593	19,742
会計方針の変更による累積的影響額			△388		△388					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,844	23,184	19,666	△707	73,987	15,389	△203	5,150	△593	19,742
当期変動額										
剰余金の配当			△974		△974					
当期純利益			3,057		3,057					
自己株式の取得				△12	△12					
自己株式の処分			△4	177	172					
土地再評価差額金の取崩			△108		△108					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						13,598	△64	412	522	14,468
当期変動額合計	-	-	1,969	165	2,134	13,598	△64	412	522	14,468
当期末残高	31,844	23,184	21,635	△542	76,122	28,987	△267	5,562	△71	34,211

	新株予約権	少 数 株 主 持 分	純資産合計
当期首残高	43	1,068	95,230
会計方針の変更による累積的影響額			△388
会計方針の変更を反映した当期首残高	43	1,068	94,842
当期変動額			
剰余金の配当			△974
当期純利益			3,057
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			172
土地再評価差額金の取崩			△108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	79	14,597
当期変動額合計	50	79	16,732
当期末残高	93	1,147	111,574

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結注記表

※子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項および銀行法施行令第4条の2に基づいております。

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社および子法人等 4 社
会社名
中京ビジネスサービス株式会社
株式会社中京カード
キキョウサービス株式会社
中京ファイナンス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 1 社
会社名
中京総合リース株式会社
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。
3 月末日 4 社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7 年～50 年
その他 3 年～20 年
連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（8 年以内）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

会計基準変更時差異（2,482百万円）：15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. リース取引の処理方法

当行ならびに連結される子会社および子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行ならびに連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を計算基準日における退職給付債務結果が複数の割引率（国債のイールドカーブ）で計算した結果と一致するように単一の割引率を設定する方式（加重平均割引率（等価方式））へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が600百万円増加し、利益剰余金が388百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ41百万円増加しております。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を当連結会計年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による当連結会計年度における連結計算書類への影響はありません。

追加情報

（従業員持株E S O P信託）

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

1. 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入した銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

3. 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度末430百万円、当連結会計年度末263百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度末1,934千株、当連結会計年度末1,183千株、期中平均株式数は前連結会計年度2,339千株、当連結会計年度1,536千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社および連結子法人等の株式を除く） 1,285百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,237百万円、延滞債権額は38,243百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は38百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,324百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は50,844百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,406百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、29,780百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	29,538百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,528百万円
コールマネー	15,000百万円
借入金	13,426百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金400百万円および有価証券20,760百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金409百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は233,854百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,700百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額

との差額 2,325百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 17,064百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,380百万円

13. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,130百万円であります。

15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（441百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

主 な 用 途	種 類	減 損 損 失 (百万円)	場 所
営 業 用 店 舗 6 か 店 他	土 地、建 物、そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	441	愛 知 県 名 古 屋 市 他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グループिंगの最小単位としております。本店、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	—	—	217,459	
合計	217,459	—	—	217,459	
自己株式					
普通株式	2,827	65	785	2,107	(注) 1, 2, 3
合計	2,827	65	785	2,107	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加65千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少785千株は、E S O P 信託から従業員持株会への当行株式の売却（751千株）、ストック・オプション権利行使分（33千株）および単元未満株式の買増し請求（1千株）による減少であります。

3. 当連結会計年度末の自己株式の株式数のうちE S O P 信託が所有する株式数は、当連結会計年度期首1,934千株、当連結会計年度末1,183千株であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度末 減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			93	
	合計		—			93	

3. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	536百万円	2円50銭	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	430百万円	2円00銭	平成26年9月30日	平成26年12月8日
合計		966百万円			

(注) E S O P 信託は、連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（平成26年6月27日定時株主総会決議分4百万円、平成26年11月14日取締役会決議分3百万円）は、それぞれの配当金の総額には含んでおりません。

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 538百万円

② 1株当たり配当額 2円50銭

③ 基準日 平成27年3月31日

④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

また、E S O P 信託は、連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（2百万円）は平成27年6月26日定時株主総会の決議予定の配当金の総額538百万円には含んでおりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出金業務、および有価証券投資業務などの銀行業務を中核とした金融サービス事業を行っております。このため主として金利変動リスクを伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場リスク管理と共に、資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

また、当行の連結子会社には、クレジットカード業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先および個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、主な業種別構成比率は卸売・小売業で16.86%、不動産業、物品賃貸業で16.28%、製造業で15.28%となっており、業種に著しい偏りはないものの、経済環境等の状況の変化により信用リスクに影響を受ける可能性があります。

投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、全てその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当行グループは、預金業務の他に資金調達のため社債を発行しておりますが、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合には、社債の支払期日にリファイナンスができなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である預金、貸出金および債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。このヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信業務の規範として制定したクレジットポリシーおよび信用リスクに関する諸規則に従い、貸出金等の与信について、個別案件ごとの与信審査、与信の決裁権限、ポートフォリオ管理、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか、融資統括部により行っております。また、定期的に常務会や取締役会を開催し、管理の方法や管理状況について協議しております。

さらに、与信管理の状況については内部監査部がチェックを行っております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において信用情報等を定期的に把握しております。

② 市場リスクの管理

当行は、金利リスクを含む市場リスク全体について、取締役会で半期毎に決定するリスク限度額の範囲内で運営するよう管理しております。

市場リスク量はバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて日次で算出し、月次に開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量をモニタリングし必要に応じてリスク抑制策等の協議を行っております。また、その内容を常務会、取締役会へも報告しております。

(i) 金利リスクの管理

3ヶ月毎に開催するALM委員会にて、資産、負債の状況を総合的に把握し内在する金利リスクへの対応を協議しており、その内容を常務会、取締役会に報告しております。また月次に開催する総合リスク管理委員会では、市場リスク限度額に対するリスク量の状況に加え、銀行勘定の金利リスク量を算出し、その自己資本額に対する割合（アウトライヤー基準値）を把握し、金利リスク量をモニタリングしております。モニタリングの結果や市場環境等の変化を踏まえ、必要に応じて金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

銀行全体の為替ポジションを資金部で一元的に把握し、直物為替取引、先物為替取引によりフルヘッジする方針でポジションをコントロールしております。また総合企画部総合リスク管理グループでは、ヘッジ後の為替ポジションを踏まえた市場リスク量を日次で把握しモニタリングしています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券投資については、半期毎の有価証券投資計画に基づき、投資運用規則に従い行っております。半期毎に策定する市場リスク管理基本方針の中で市場リスク限度額やリスクカテゴリー別保有限度額などを設定するとともに、一定の下落率に対してアラームポイントを設定するなど、価格変動リスクのコントロールを行っております。

株式の多くはお取引先企業の発行であり、総合的な取引推進を目的に保有しております。定期的に当該企業との取引状況や当該企業の財務内容を把握し、株式保有方針の見直しをしております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は前記の通り主にヘッジ目的で利用しており、総合企画部総合リスク管理グループでデリバティブ取引を含めた市場リスク量を把握しモニタリングしております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

「貸出金」、「有価証券」、「社債」、「預金」、「デリバティブ取引」等のVaR算定にあたっては、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間125日間、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しています。

平成27年3月31日（当期の連結決算日）現在での市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,695百万円です。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルの妥当性について6ヶ月毎に検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行は、半期毎に策定する流動性リスク管理基本方針にて運用・調達を考慮した資金計画を策定し、日次で資金繰り等をモニタリングするとともに、旬次で開催する資金繰り検討会議、および月次で開催する総合リスク管理委員会等を通じて、市場環境、および運用・調達のバランス等を踏まえた対応策等を協議しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	58,020	58,020	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	195	195	—
(3) 有価証券 その他有価証券	561,470	561,470	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,260,725 △16,273		
	1,244,452	1,244,830	378
(5) 外国為替	6,120	6,120	—
資産計	1,870,258	1,870,636	378
(1) 預金	1,709,579	1,710,377	798
(2) コールマネー及び売渡手形	15,000	15,000	—
(3) 借入金	13,807	13,807	—
(4) 外国為替	13	13	—
(5) 社債	20,000	20,331	331
負債計	1,758,399	1,759,529	1,129
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(657)	(657)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(394)	(394)	—
デリバティブ取引計	(1,051)	(1,051)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

窓販業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を発行体の信用状態を反映した金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替のうち、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、通貨スワップ取引、為替予約取引等であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 関連法人等株式（※１）	1,285
② 非上場株式（※１）	3,721
③ 組合出資金（※２）	366
合 計	5,373

(※１) 関連法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※２) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超10年以内	10 年 超
預け金	37,551	—	—	—	—	—
有価証券	41,504	120,472	138,780	98,891	74,340	118
その他有価証券のうち満期が あるもの	41,504	120,472	138,780	98,891	74,340	118
合 計	79,056	120,472	138,780	98,891	74,340	118

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年 超
貸出金 (※)	436,306	245,629	180,880	118,139	279,770
合 計	436,306	245,629	180,880	118,139	279,770

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない41,481百万円、期間の定めのないもの216,036百万円を含んでおります。

(注4) 社債、借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年 超
預金 (※)	1,520,132	170,498	18,948	—	—
コールマネー及び売渡手形	15,000	—	—	—	—
借入金	13,578	228	—	—	—
社債	—	—	—	5,000	15,000
合 計	1,548,710	170,726	18,948	5,000	15,000

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	41,239	18,253	22,986
	債 券	335,521	328,073	7,448
	国 債	231,088	226,109	4,978
	地方債	44,628	43,422	1,205
	社 債	59,804	58,540	1,263
	その他	126,979	115,178	11,800
	小 計	503,739	461,504	42,234
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2,119	2,321	△202
	債 券	13,691	13,720	△29
	国 債	—	—	—
	地方債	453	455	△1
	社 債	13,238	13,265	△27
	その他	41,919	42,918	△998
	小 計	57,730	58,961	△1,230
合 計		561,470	520,466	41,004

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	246	163	—
債 券	15,386	210	—
国 債	15,173	208	—
地方債	—	—	—
社 債	213	2	—
その他	7,857	320	990
合 計	23,491	694	990

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のもの、および信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）に起因して時価が著しく下落したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理は154百万円（うち債券154百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名
営業経費 55百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名	当行取締役（社外取締役を除く）7名 当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 351,000株	当行普通株式 321,000株
付与日	平成25年7月31日	平成26年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成25年8月1日～平成55年7月31日	平成26年7月31日～平成56年7月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	321,000株
失効	—	—
権利確定	—	321,000株
未確定残	—	—
権利確定後		
前連結会計年度末	351,000株	—
権利確定	—	321,000株
権利行使	33,000株	—
失効	—	—
未行使残	318,000株	321,000株

② 単価情報

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円
行使時平均株価	184円	—
付与日における公正な評価単価（注）	165円	171円

（注）1株あたりに換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値および見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性（注1）	23.429%
予想残存期間（注2）	2.8年
予想配当（注3）	4.5円/株
無リスク利子率（注4）	0.084%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間（平成23年10月12日から平成26年7月30日まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に在籍した役員の在任期間および退任時の年齢を基に各役員の退任時点を見積り、各役員の付与個数で加重平均する方法で見積もっております。
3. 平成26年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.33%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は427百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,236百万円増加し、法人税等調整額は414百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は304百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 512円34銭

なお、1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P 信託が所有する自己株式（当連結会計年度末1,183千株）を控除し算定しております。

1株当たりの当期純利益金額 14円21銭

なお、1株当たりの当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P 信託が所有する自己株式（当連結会計年度1,536千株）を控除し算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 14円18銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P 信託が所有する自己株式（当連結会計年度1,536千株）を控除し算定しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 中京銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井夏樹 ⑨
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢宏光 ⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 中京銀行
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井夏樹 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢宏光 ⑨

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 中 京 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役	棚	橋	修	㊞
社外監査役	岡	田	邦彦	㊞
社外監査役	尾	崎	泰宏	㊞
社外監査役	村	田	浩子	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、541,336,968円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日といたします。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、ガバナンスの充実を図るため、取締役を2名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の 株 式 の 数
1	ふか まち まさ かず 深 町 正 和 (昭和26年12月17日生)	昭和50年4月 株式会社東海銀行入行 平成14年1月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成15年6月 UFJ信託銀行株式会社執行役員 平成17年5月 株式会社UFJ銀行常務執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成19年6月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役副会長 平成20年6月 三菱UFJ証券株式会社常務執行役員 平成22年5月 同社退職、当行顧問 平成22年6月 当行取締役副頭取 平成23年1月 当行取締役頭取 平成27年4月 当行取締役会長 現在に至る	27,000株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 行 の 株 式 の 数
2	むろ 室 成 夫 (昭和29年9月16日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年8月 当行鈴鹿支店長 平成12年6月 当行上飯田支店長 平成14年4月 当行桑名支店長 平成16年5月 当行営業統括部部次長 平成18年5月 当行人事部部長 平成19年6月 当行人事部長 平成19年6月 当行執行役員人事部長 平成23年6月 当行取締役 平成23年11月 当行常務取締役 平成27年4月 当行取締役頭取 現在に至る	25,000株
3	かわ むら まさ ひろ 河 村 政 宏 (昭和29年2月28日生)	昭和47年4月 当行入行 平成9年4月 当行安城支店長 平成13年4月 当行融資統括部部次長 平成16年10月 当行下之一色支店長 平成19年7月 当行融資統括部部長 平成20年5月 当行融資統括部長 平成20年6月 当行執行役員融資統括部長 平成23年6月 当行執行役員名古屋中央支店長 平成25年6月 当行常務取締役、融資統括部、総務部、コンプライアンス統括部担当 現在に至る	14,000株
4	こ じま のり あき 小 島 教 彰 (昭和33年3月9日生)	昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成14年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長 平成18年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支社長 平成19年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長 平成21年9月 同行退職 平成21年10月 当行営業統括部部長 平成22年6月 当行執行役員営業統括部部長 平成23年6月 当行執行役員営業統括部長 平成24年6月 当行取締役営業統括部長 平成26年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人 営業部担当 現在に至る	8,000株
5	なが い りょう 永 井 涼 (昭和32年9月1日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年4月 当行高蔵寺支店長 平成15年5月 当行東海支店長 平成17年10月 当行大曽根支店長 平成20年5月 当行浄心支店長 平成22年4月 当行個人営業部長兼営業統括部部長 平成22年6月 当行執行役員個人営業部長兼営業統括部部長 平成24年6月 当行執行役員総合企画部長 平成26年6月 当行取締役総合企画部長 平成27年4月 当行取締役総合企画部長、総合企画部、経営企画室、人事部、東京事 業所担当 現在に至る	14,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 行 の 株 式 の 数
6	いし かわ ひろし 石 川 弘 (昭和31年2月16日生)	昭和53年4月 株式会社東海銀行入行 平成15年4月 株式会社岐阜銀行執行役員 平成18年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部業務監査室（名古屋）上席調査役 平成19年10月 同行退職 平成19年11月 当行内部監査部部長 平成22年5月 当行内部監査部長 平成23年1月 当行執行役員内部監査部長 平成23年6月 当行取締役内部監査部長 平成24年6月 当行取締役、事務統括部、資金部担当 現在に至る	10,000株
7	むら せ た いち 村 瀬 太 一 (昭和30年2月19日生)	昭和53年4月 当行入行 平成11年5月 当行振南支店長 平成13年11月 当行蟹江支店長 平成15年5月 当行秘書室秘書役 平成16年7月 当行人事部次長 平成18年11月 当行コンプライアンス統括部部長 平成22年4月 当行コンプライアンス統括部長 平成24年5月 当行内部監査部長 平成24年6月 当行取締役内部監査部長、内部監査部担当 現在に至る	18,000株
8 ※	しば た まさ あき 柴 田 昌 明 (昭和30年5月9日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年6月 当行鈴鹿支店長 平成14年2月 当行営業推進部主席推進役 平成16年5月 当行代官町支店長 平成19年6月 当行今池支店長 平成22年4月 当行東京支店長兼東京事務所長 平成23年5月 当行人事部長 平成23年6月 当行人事部長 平成24年6月 当行執行役員人事部長 現在に至る	14,000株
9	の むら かつ ふみ 野 村 克 文 (昭和23年4月1日生)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 平成5年4月 同社財務部資金担当部長 平成11年12月 同社広報室長 平成17年6月 東芝ファイナンス株式会社代表取締役社長 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫常勤監査役 平成24年6月 任期満了にて退任 平成25年6月 当行取締役 現在に至る	0株
10 ※	お ぎき やす ひろ 尾 崎 泰 宏 (昭和16年5月2日生)	昭和39年4月 株式会社東海銀行入行 平成3年6月 同行取締役 平成6年6月 同行常務取締役 平成8年6月 日本電産株式会社専務取締役 平成9年6月 セントラルファクター株式会社取締役社長 平成14年6月 新名古屋高架株式会社取締役社長 平成15年6月 当行監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

- 野村克文、尾崎泰宏の両氏は、社外取締役候補者であります。尾崎泰宏氏は、現在当行の社外監査役であります。本総会終結の時をもって社外監査役を任期満了により退任する予定であります。
- 野村克文氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり企業の中枢部門に携わってこられた豊富な経験、実践的な視点を取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に活かしていただくためであります。また、同氏については、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 尾崎泰宏氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行経営経験者としての専門的見地を取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に活かしていただくためであります。また、同氏の選任が承認された場合、当行は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。なお同氏は、現在当行の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって12年であります。
- 当行は、社外取締役候補者野村克文氏との間で、定款の定めに基づき同氏と社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役には再任され就任した場合には、当行と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また社外取締役候補者尾崎泰宏氏の選任が承認され就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役尾崎泰宏氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 の 数
※ き む ら か ず ひ こ 木 村 和 彦 (昭和27年7月17日生)	昭和51年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年9月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 平成18年6月 同行退職 平成24年4月 あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員 平成25年6月 日本住宅無尽株式会社社外監査役（現任） 平成26年6月 エムエスティ保険サービス株式会社社外監査役（現任） 平成26年6月 東栄株式会社社外監査役（現任） 現在に至る	0株

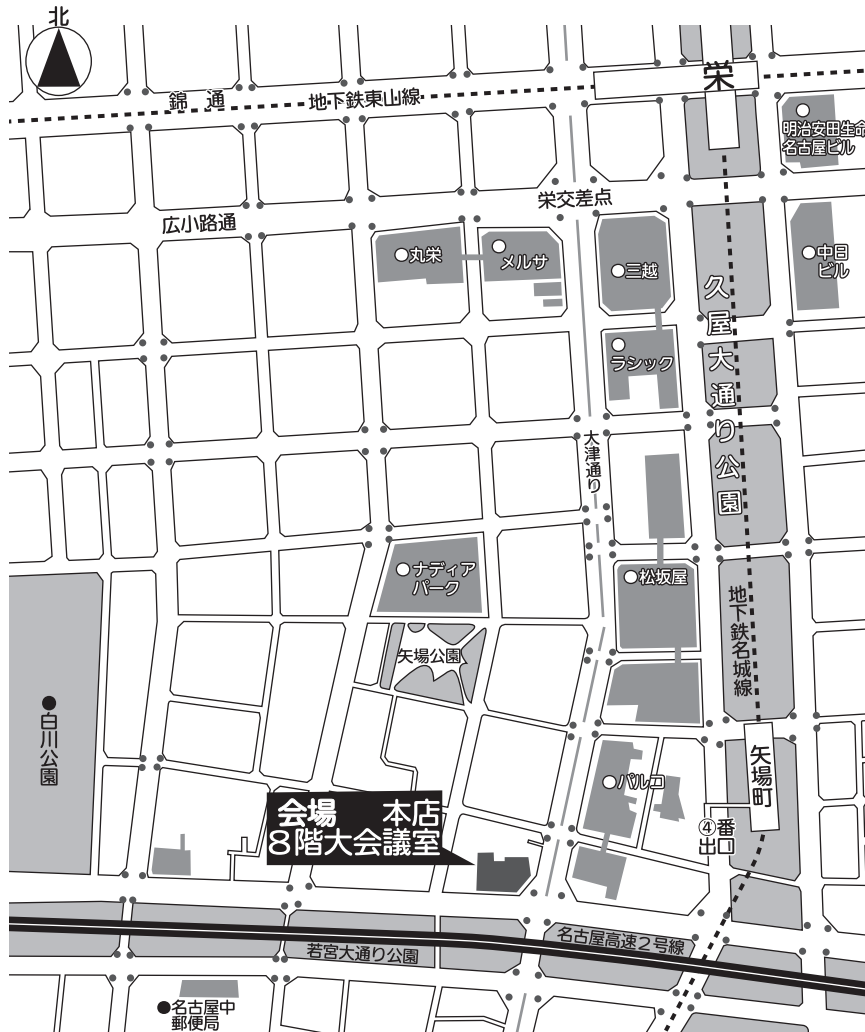
- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
- 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 木村和彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当行は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
 - 木村和彦氏を社外監査役候補者とした理由は、銀行業務経験者としての専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わってこられた豊富な経験、見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当行の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で監査をしていただくためであります。
 - 木村和彦氏が社外監査役として選任された場合、当行は、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定です。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号
 当行本店8階大会議室
 電 話 052-262-6111 (大代表)
 もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4番出口

